

平成二十年十月二十七日提出
質問第一六四号

年金記録確認第三者委員会等に関する質問主意書

提出者
山井和則

年金記録確認第三者委員会等に関する質問主意書

一 今、第三者委員会にあつせんを申し立てれば、あつせんの担当者が決まるまで平均何ヶ月くらいかかるのか。また、今申し立てれば、あつせんの結果が出るのはいつ頃か。さらに、記録訂正された場合、記録訂正された年金が全額振込されるのはいつ頃か。

二 年金受給額の再裁定には二〇〇人程度の人員体制で当たっていると聞いているが、支払いを早くするために人員をもっと増やすべきであると考えるがいかがか。

三 あつせんを受けたある受給者は第三者委員会の担当者から、「第三者委員会であつせんが決まってから、正しい年金が全額支払われるまで一年くらいかかる」と言われたと聞いた。この一年かかるのは、全国的に見て、早い方か遅い方か。全国平均ではどれくらいの期間がかかるのか。

四 高齢受給者も多いのもっと支給を迅速化すべきと考えるが、国としては、あつせん以降、何ヶ月以内に全額支給する目標を立てているのか。それとも、あつせん以降、全額支給までの期間の目標は立てていないのか。

五 あつせんが決まった年金受給者が、全額支払いを受ける前に不幸にも亡くなられた場合は誰がどのような

な形で受給できるのか。また、国からの年金は本人が生きている間に支給されるのは当然であり、あつせんされたにもかかわらず、全額支給を待ちきれずに亡くなられた場合は、国はどのような責任をとり、どのような謝罪をするのか。

六 あつせんを受けてから年金支払いまでに長い期間を要する現状では、仮払い方式を導入して、おおよその年金額をすみやかに受給者に支払うべきと考えるが、このような仮払い方式制度を導入してはいいかか。

七 第三者委員会では、平成二〇年度の申し立て案件より、平成一九年度の申し立て案件を優先していると聞いたが、これは事実か。もし平成一九年度の申し立て案件を優先して審査しているならば、それらの案件の審査がすべて終わるのはいつ頃か。平成一九年度の申し立て案件は合計何件で、そのうちまだ審査が終わっていないのは何件か。さらに、今のペースでは一日何件、一ヶ月何件くらい審査が新たに終わっているのか。また、再裁定の処理を行っている人員は現在、何人か。

八 平成二〇年度の申し立て案件の審査には、まだ入っていないのか。もし入っていないならば、いつから入るのか。

九 平成一九年度に申し立てた案件は、平成二〇年度内に結果が出るのか。平成二〇年度に申し立てた案件は、いつまでに結果を出すのか。今、第三者委員会に申し立てた人には、どれくらいで結果が出ると説明しているのか。また、今申し立てた人の審査はいつ頃始まるのか。

右質問する。